

## リユース食器貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人エコライフはままつ（以下「NPO」という）が所有する飲食用食器（以下「リユース食器」という）の貸出を通じて、ごみの減量化、ごみの散乱防止及びリユース意識の向上を図ることを目的とする。

### (貸出対象者)

第2条 浜松市内に活動拠点をおく団体、企業、公的機関等（個人は対象外）を対象に、団体、企業、公的機関等が市内で主催するイベント等で、リユース食器を使用することでごみの減量化、ごみの散乱防止及びリユース意識の向上が期待される場合に貸出するものとする。

### (貸出期間)

第3条 リユース食器の貸出期間は、原則として貸出を受けたリユース食器を使用とするイベント等の開催日に前後各5日以内を加えた日数とする。

### (貸出費用)

第4条 リユース食器の貸出は、無料とする。

### (貸出数)

第5条 リユース食器の貸出数は、NPOの在庫を限度とする。

### (貸出申請)

第6条 リユース食器の借用予約は、使用予定日の6ヶ月前から1週間前までの間に、先着で受け付けるものとする。正式な予約は、利用者が、「リユース食器借入申請書」（添付1）をメールまたは郵送で提出し、NPOから確認のメールまたは郵便物を返信した時点とする。  
但し、過去に第11条に該当した者には、貸出をしないことができる。

### (貸出方法)

第7条 リユース食器の借用を申請した者は、NPOと協議して以下の方法にて引取りを行う。

- (1) 借入日時の調整をNPOと行うこと。
- (2) 引渡しは、リユース借用申請者が、NPOから直接受け取ることを原則とする。
- (3) 貸出しに伴う搬出は、リユース食器の借入を申請した者が自ら行うものとする。

### (遵守事項)

第8条 前条によりリユース食器の借用を受けた者（以下「借用者」という）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) リユース食器を丁寧に使用し、衛生的に管理保管すること。
- (2) リユース食器で食事を提供する際の衛生管理には十分注意すること。
- (3) リユース食器の使用は、原則1回とすること。リユース食器を申請した利用目的以外に使用しないこと。
- (4) リユース食器を転貸もしくは転売しないこと。
- (5) NPOが、貸出品の利用現場での現況調査することについて調査に協力すること。
- (6) その他、貸出品の使用についてはNPO及び保健所の指示に従うこと。

(返却・利用報告)

第9条 借入者は、リユース食器を返却する際は、汚れを付属のウェス等で取り貸出を受けた時の状態に戻して返却しなければならない。ビニール袋での梱包は不要とする。返却の際は、「返却・利用報告書」(添付1)に返却の署名を行う。

(紛失・破損の対応)

第10条 NPOは、借用者が、これを故意に紛失・破損した場合は、同等品を代替品として納入することを指示することができる。

(貸出の取り消し)

第11条 借用者が、次の各号の一に該当するときは、リユース食器を5日以内に返却しなければならない。

- (1) 第2条の貸出要件に適合しなくなったとき。
- (2) 第8条の遵守条件に違反したとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあることが判明し、貸出することが適当でないと認められるとき。
- (4) その他、本要領の目的からNPOが、リユース食器を貸出す必要がないと認めたとき。

(貸出品の返却)

第12条 借用者が、次の各号の一に該当するときは、リユース食器を5日以内に返却しなければならない。

- (1) 貸出期間が終了したとき。
- (2) 前条により、貸出を取り消されたとき。
- (3) その他NPOから返却を指示されたとき。

(NPOの責任)

第13条 リユース食器の使用により借用者が受けた被害、又は借入者が第三者に与えた損害に対しては、NPOは一切その責めを負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項はまたは疑義が生じた場合は、その都度NPOが定めたところによる。

付則

この要領は 平成28年 4月 1日から適用する。

以上

(添付1)  
NPO 法人エコライフはままつ 様

NO. \_\_\_\_\_

団体名	
代表者名	
住所	
担当者名	㊟
連絡先	(昼間に連絡が可能な番号)

## リユース食器借用申請書 兼 返却・利用報告書

イベント等の開催にあたり、ごみ減量・資源の有効活用を図る為、下記の通り、リユース食器の貸出を申請します。

### 記

イベント名		
イベントの概要		
実施日時	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )	
実施場所		
借用希望期間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )	
受取希望日	平成 年 月 日 午前・午後 時	
返却希望日	平成 年 月 日 午前・午後 時	
借用希望枚数		

貸出先：NPO 法人エコライフはままつ 〒431-0201 浜松市西区篠原町 10082-1  
TEL 053-440-0006 E-mail info@ecolifehamamatsu.com

返却日	返却者氏名	紛失・破損個数報告
平成 年 月 日		